



政策会議 議事概要

開催日	令和6年3月19日	場所	市役所本庁舎 4階会議室														
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局副局長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長																
議題	<p style="text-align: center;">宍粟市带状疱疹ワクチン接種費助成事業実施要綱の制定について</p>																
総合計画での位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑥保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり 基本施策 【19】健康づくりの推進																
総合戦略での位置付け	【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進																
現状	带状疱疹は、治癒後に過酷な神経痛も危惧されるなど生活の質に非常に大きな影響を与える疾患である。带状疱疹ワクチンは、带状疱疹の発症及び重症化予防に一定の効果が報告されているが、予防接種法に基づき地方公共団体が公費で実施する定期接種とは異なり、接種者が全額自己負担を行う任意接種である。																
課題	兵庫県が令和6年1月26日の県・市町懇話会において、令和6年4月1日から市町を実施主体とする带状疱疹ワクチン接種費助成事業を創設することを発表した。実施主体を市町とする県随伴事業であり、市町が事業を実施しない場合は、当該市町の住民が県事業の助成を受けられないこととなる。																
決定事項	<p>支援の概要： 「带状疱疹ワクチン接種」を希望する者に対し、任意予防接種に係る費用の一部を助成する。</p> <p>対象者： 次の①～③のいずれにも該当する者とする。 ①任意予防接種を受けた日において、宍粟市の住民基本台帳に登録されており、かつ、満50歳以上であること。 ②令和6年4月1日以降に任意予防接種を受けていること。 ③当該任意予防接種に関し他の地方公共団体等から助成金等の交付を受けていないこと。</p> <p>支援の内容：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">実施主体</td> <td>宍粟市</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>県の随伴補助の対象となる市補助制度の新設</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>対象ワクチン 接種費用(目安)</td> <td>生ワクチン(1回接種) 接種費約 8,000円/回 不活化ワクチン(2回接種) 接種費約20,000円/回</td> </tr> <tr> <td>助成金額及び助成回数</td> <td>生ワクチン(1回限り) 定額4,000円 不活化ワクチン(上限2回) 定額10,000円/回</td> </tr> <tr> <td>申請の方法</td> <td>償還払いとする。(申請者は領収書等市が指定する必要書類を添付し、市に申請書を提出する。)</td> </tr> <tr> <td>備考(その他)</td> <td>※令和7年度以降の事業実施については、県制度の動向を見ながら継続の可否を決定する。</td> </tr> </table>			実施主体	宍粟市	実施方法	県の随伴補助の対象となる市補助制度の新設	所得制限	なし	対象ワクチン 接種費用(目安)	生ワクチン(1回接種) 接種費約 8,000円/回 不活化ワクチン(2回接種) 接種費約20,000円/回	助成金額及び助成回数	生ワクチン(1回限り) 定額4,000円 不活化ワクチン(上限2回) 定額10,000円/回	申請の方法	償還払いとする。(申請者は領収書等市が指定する必要書類を添付し、市に申請書を提出する。)	備考(その他)	※令和7年度以降の事業実施については、県制度の動向を見ながら継続の可否を決定する。
実施主体	宍粟市																
実施方法	県の随伴補助の対象となる市補助制度の新設																
所得制限	なし																
対象ワクチン 接種費用(目安)	生ワクチン(1回接種) 接種費約 8,000円/回 不活化ワクチン(2回接種) 接種費約20,000円/回																
助成金額及び助成回数	生ワクチン(1回限り) 定額4,000円 不活化ワクチン(上限2回) 定額10,000円/回																
申請の方法	償還払いとする。(申請者は領収書等市が指定する必要書類を添付し、市に申請書を提出する。)																
備考(その他)	※令和7年度以降の事業実施については、県制度の動向を見ながら継続の可否を決定する。																